



税関
Japan Customs

次の期間は、知的財産侵害物品の取締りを強化します。

令和2年9月28日(月)～10月2日(金)

神戸税関では、上記期間を「知的財産侵害物品取締強化期間」と定め、知的財産侵害物品に対する取締りを強化します。

また、知的財産侵害物品の輸出入に関する情報がありましたら、下記の窓口にご連絡ください。

本物そっくりだし...
だって安いし...
NICE
ネットで簡単に買えたし...
バシないでしょ...
誰にも迷惑かけてないし...
なんか面白いし...

**ニセモノだけど
買っちゃった**

それ、ホントに大丈夫?

近年ではインターネットやSNSの急速な発展により、誰でも簡単にニセモノが購入できるようになり、商品が海外から送られてくる事例も増えています。

知的財産を侵害する物品であると認定された場合、**税関により没収され、日本への持ち込みができません**

また、以下のような重い罪に問われる場合があります。
「10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方」

税関は、知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。

<http://www.customs.go.jp> 知的財産侵害物品 検索

特設サイトはこちら

買う人は、**No!** 偽物品 没収品

FAKE ZERO PROJECT

税関 Japan Customs

ニセモノなのは知っていた

後悔するなんて思わなかった

税関は、偽ブランド品などの知的財産侵害物品の輸入を水際で取り締まっています。知的財産侵害物品は、使用又は摂取することにより健康や安全を脅かす危険性があります。

<http://www.customs.go.jp> 知的財産侵害物品 検索

FAKE ZERO PROJECT

税関 Japan Customs



神戸税関業務部知的財産調査官(平日8:30～17:00)

078-333-3156

密輸ダイヤル(24時間受付)

0120-461-961 (携帯からでも無料)

密輸情報提供サイトもご利用できます。

<http://www.customs.go.jp/mizugiwa/mitsuyu/mitsuyu-dial.htm>

